

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業(プレコンセプションケアイベント・セミナー)業務に係る質疑回答

No.	質 問	回 答
募集要領について		
1	<p>【3 参加資格>(7)】 個人情報の保護の認証準拠について、いわゆるPマークやISO取得の代替として以下いずれかの対応で可能か？ →自己申告的措置で足りるでしょうか？ 例えば、ホームページに以下のような個人情報保護法準拠を明示する等の方法になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針 ・安全管理措置の具体的記載 ・委託先管理 ・情報漏えい時対応フロー ・開示請求手続き <p>→自己申告的措置が不可の場合、第三者機関による認証措置が必要でしょうか？その場合、PマークやISOより安価なもので足りるでしょうか？例えば、ISMS簡易版などです。</p>	<p>プライバシーマーク等を取得するなど、個人情報の保護に十分配慮していることを求めることとしております。 なお、取得される認証の指定はございませんが、個人情報保護法および関連ガイドラインに基づき、個人情報の管理体制が適切に整備・運用されていること等を提出書類から判断させていただきます。</p>
業務仕様書について		
4 業務内容>(2)府民向けプレコンセプションケアイベントの開催		
2	<p>【イ 実施方法】 実施会場について イベントの実施回数が2回の場合、同一施設内で実施することは可能でしょうか。それとも、異なる場所での開催が求められますでしょうか。</p>	<p>府民に幅広くプレコンを周知・啓発するという目的を達成できるのであれば、特設会場の指定はございません。 なお、同一日に同一会場で実施することは想定しておりません。</p>
3	<p>【ウ 参加者の募集】 参加者からの費用徴収について 業務委託仕様書P2に「なお、原則として参加者から費用徴収は行わないこととする。」との記載がございますが、これまでに費用徴収を実施された具体的な事例や金額水準がございましたらご教示ください。</p>	<p>当事業では、参加者から費用を徴収した事例はございません。</p>
4 業務内容>(3)プレコンセプションケアセミナーの実施)		
4	<p>【イ 大学生向け>(ア)開催回数、時間等】 業務委託仕様書に記載のプレコンセプションケアセミナーについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業 若手社会人向け:2回以上 ・企業 上司、管理職、人事向け:2回以上 ・大学生向け:6回以上 <p>とございますが、こちらは「各対象ごとに連続講座(例:2回構成講座、6回構成講座)を実施する」という趣旨ではなく、「同一内容の講座を、参加者を変えて複数回(2回または6回)実施する」という理解で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

5	<p>【ア 社会人向け・イ 大学生向け>(イ)開催方法】 オンライン開催およびハイブリッド形式の可否について 業務委託仕様書P2において、セミナーは「必要に応じオンライン開催も可」と記載されていますが、①オンライン単独開催 ②対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式 のいずれも実施可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
6	<p>アーカイブ配信視聴者の「参加者」としてのカウントについて:当日参加できなかった層向けに、セミナー動画をアーカイブ配信し、受講レポート提出をもって『参加者』とカウントするスキームが可能でしょうか。</p>	アーカイブ配信での実施等は想定しておりません。
7	<p>【イ 大学生向け>(ウ)参加者の募集】 大学生等への周知・連携方法について 業務委託仕様書P2に「大学生等への発信」と記載がございますが、大学等関係機関との連携にあたり、京都府様よりご紹介や接続のご支援をいただくことは可能でしょうか。</p>	可能です。
8	<p>【イ 大学生向け>(ウ)参加者の募集】 学生等への発信媒体について 学生等への周知にあたり、京都府様が保有・運用されている広報媒体(Webページ、SNS、広報誌等)を活用させていただくことは可能でしょうか。また、活用可能な媒体がございましたらご教示ください。</p>	可能です。 広報媒体としましては、京都府ホームページ、きょうと子育てピアサポートセンターホームページ、きょうと子育てピアサポートセンター公式LINE等があります。
4 業務内容>(5)数値目標		
9	<p>事業応募に際し、企業側が実施する項目は「府民向けイベント1~2回:500名参加目標」と「働く方向け(4回以上)・もしくは大学生向け(6回以上)のセミナー:500名参加目標」で間違いはないか →セミナーのみ、イベントのみの企画ではなく、イベントとセミナー両方の通年実施計画で、且つセミナーに関しては働く方を対象にするか大学生を対象にするかは企業側で選べるという理解で間違いはないでしょうか?</p>	本事業は通年で、イベントとセミナーでそれぞれ500名の参加者を目標として事業を実施いただきたいと考えております。 なお、セミナーの開催回数については、若手社会人向け2回以上、職場の先輩社員や管理職、人事担当者向け2回以上、大学生等向け6回以上としています。
11	<p>【イベント】 オンライン参加者の目標数値(参加者数500名)への包含について:府民向けイベント(現地開催)について、オンライン配信を併用(ハイブリッド開催)した場合、オンラインでの参加者も数値目標(500名)に含まれますか。</p>	原則、現地参加者数のみで500名を目標として実施をお願いします。
10	<p>【セミナー】 目標数値「参加者数500名」のカウント基準(ユニーク数か延べ人数か)について:セミナー参加者数500名は、ユニーク数(実人数)でしょうか、それとも延べ人数(全開催回の参加者合計)でしょうか。例えば、同一人物が全6回の連続講座に参加した場合、6名としてカウントされますか。</p>	実人数でのカウントをお願いします。より多く、幅広い対象者に事業を実施することを目的に複数回開催することとしており、同一人物が連続で参加することは想定しておりません。
12	<p>【セミナー】 企業向けセミナーにおける対象企業の所在地要件および府外在住者のカウントについて:企業向けセミナーについて、対象企業の所在地に制限はありますか(京都府内に本社がある企業に限る、など)。また、オンライン開催の場合、府外在住・在勤者が参加した場合はカウント対象となりますか。</p>	原則、京都府内の企業を対象としたセミナーの実施をお願いします。 なお、参加者の居住地までは問いません。

成果(物)について		
13	ライフデザインワーク等の成果物は、全て公開が前提となりますでしょうか。	公開を前提として成果物の作成をお願いします。
14	実施イベントの成果について、情報公開先はどの媒体(府ホームページ、SNS、府民だより等)を想定されていますでしょうか。	実施イベントの成果等につきましては、随時京都府HPおよびきょうと子育てピアサポートセンターHPへ掲載する予定です。また、適宜、府民だより等の広報誌や各種SNSへの掲載も予定しております。
15	受託者側で記録目的に撮影した写真・映像は、京都府様へ提供する必要がありますでしょうか。	提供をお願いします。
評価基準について		
16	過去に他自治体の公募型プロポーザルにおいて、「複数年にわたり同一団体が継続して採択されている場合、公正性の観点から採択が難しくなる場合がある」との運用があると伺ったことがございます。本件において、過去の採択実績年数に関する制限や、審査上考慮される事項はございますでしょうか。	評価基準に基づき、外部有識者の意見(採点等)を聴取したうえで評価し、業者を決定します。
17	応募事業者自体は京都府のプロポーザル採択実績がない場合であっても、事業の一部を外部委託する予定の団体が、過去複数年にわたり京都府のプロポーザルで採択実績を有している場合、審査上の影響はございますでしょうか。	同上
その他		
18	受託者側が実績として撮影物や実施内容を公開する場合、事前の掲載許可申請は必要でしょうか。	掲載内容について、京都府と事前協議のうえ公開いただきますようお願いいたします。
19	実施報告書の形式について:事業実施報告書の形式や文量などの指定はありますでしょうか。	仕様書(4)イの内容以外の指定はございません。
20	応募に際して、例えば府立の機関にご協力いただく場合、注意事項はあるか→府のプロポーザルですので、府立という名前のある団体との共同実施応募が禁止になっていないかどうかをご教示いただきたく思います。その際、府立という名前のつく団体との共同実施を検討する場合の注意事項についてもご教示ください。	事業を実施するうえで、府立の機関と連携等いただくことは問題ございません。ただし、実施にあたっては事前に京都府へ情報共有をお願いします。
21	共同実施団体ではなく、協力団体としての連携に関する理解について→例えば、他の企業や大学の先生等、専門的知見を担保するための企画監修をお願いする場合、共同実施ではなく協力団体として位置づけて応募する予定ですが、その理解であっておりますでしょうか？	お見込みのとおりです。

22	<p>セミナーの一部講師を外部の団体(大学講師等)に依頼する際、依頼先は共同実施団体ではなく協力団体として位置づけることは可能か →説明会では「講師の外部委託は可能」とお聞きしましたので、一部の外部委託であれば、共同実施団体ではなく協力団体としての認識で良いと考えましたが、その理解であっておりますでしょうか？その際の講師への謝礼金を府の委託料として請求できるという形でしょうか？</p>	<p>協力団体として位置付けて差し支えございません。 講師謝金については府に委託料として請求できます。</p>
----	--	---